

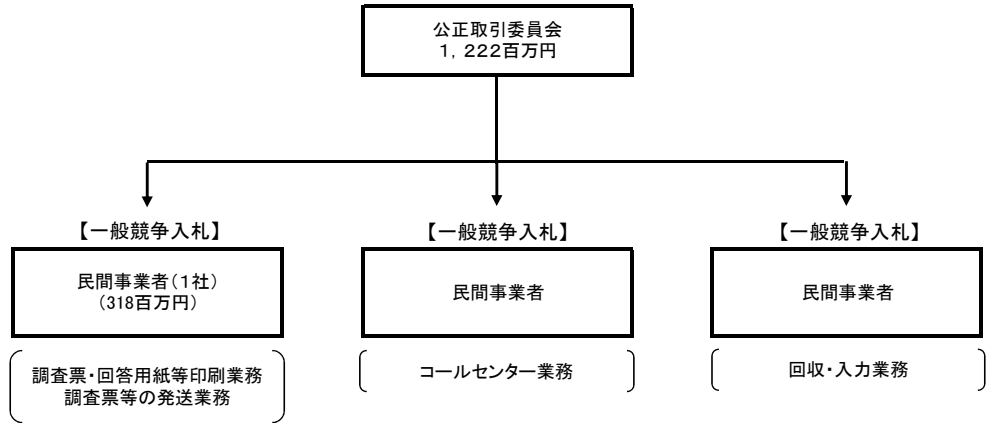
平成26年行政事業レビューシート

(公正取引委員会)

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査		担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成26年度～平成28年度		担当課室	取引企画課	向井 康二			
会計区分	一般会計		政策・施策名	④消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第4条, 第6条, 第14条, 第15条		関係する計画、通知等	・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) ・消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	消費税の転嫁拒否等の行為について、立場の弱い事業者が消費税の転嫁を拒否されることなどによって被害を受けたとしても、自らその被害を申し出ることが期待できない。そのため、中小企業庁と合同で書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	大規模な書面調査を実施するため、下記内容の事業を実施する。 ①往信用封筒、返信用封筒、調査票、回答用紙・法令の概要について所要の枚数を印刷し、商業登記されている約4,392,000社に対して送付する。 ②回答者からの質問については、コールセンターを設置し、コールセンターにて受け付ける。 ③回収された回答用紙は、回答内容の入力を行い、違反の疑いのある事業者を抽出し、調査につなげる。 ④回答により転嫁拒否等の違反行為が疑われるものについては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	—	—	—	1,222		
		前年度から繰越し	—	—	—	0		
		翌年度へ繰越し	—	—	—			
		予備費等	—	—	—			
		計	—	—	—	1,222		
	執行額	—	—	—				
	執行率(%)							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果目標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)
	書面調査の回答を端緒とした事件処理件数		成果実績		—	—	—	
			目標値		—	—	—	
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	書面調査配布部数		活動実績		—	—	—	—
			当初見込み	部	—	—	—	4,392,000
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	大規模書面調査に係る経費 ÷ 調査票部数		単位当たりコスト	円	—	—	—	278
			計算式	円 / 部	—	—	—	1,222,326,000 / 4,392,000
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	消費税転嫁対策業務委託費	1,222						
	計	1,222						

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	消費税転嫁対策特別措置法により、転嫁拒否等の行為に対する是正措置は、公正取引委員会、主務大臣等が行うこととされている。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針において、「公正取引委員会と経済産業省(中小企業庁)は、転嫁拒否事案等について、書面調査等による情報収集や転嫁拒否等に関する書面調査を実施すること」とされている。そのため、書面調査の実施に当たっては、地方自治体や民間事業者に委ねるのではなく、消費税転嫁対策特別措置法を所管し、調査等を行う公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				
	受益者との負担関係は妥当であるか。				
	単位当たりコストの水準は妥当か。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		消費税の転嫁拒否等の行為を把握するための書面調査については、公正取引委員会と中小企業庁の合同で行うこととしている。当該事業に係る経費は、公正取引委員会と中小企業庁と折半で負担することとしている。		
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名
	0225	消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業			経済産業省・中小企業庁
点検・改善結果	点検結果				
	改善の方向性				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成23年		平成24年	平成25年	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
a					
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	トッパン・フォームズ(株)	書面調査実施のための調査票, 回答用紙, 往信用封筒等の印刷発送業務		8	非公表
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					